

「マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事」
公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月21日

小値賀町

1. プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式とする。

2. 事業の目的及びプロポーザル方式等の採用の具体的理由

(1) 事業の目的

2次離島である納島地区・大島地区において、小値賀本島とマイクロ無線を利用した大容量通信が可能な無線技術で離島をつなぎ、ブロードバンド環境を構築することで小値賀町内の地域間格差を是正し、居住者の生活環境の利便性やICT教育環境の向上、防災情報の周知を向上させる。

(2) プロポーザル方式等の採用の具体的理由

当該工事は、高度な通信技術とインフラ構築に関する豊富な知識と経験が求められ、特にマイクロ無線技術に関する深い理解と実装経験、ネットワーク設計や施工管理など、効果的かつ信頼性が高い施工が必要である。高度な専門知識や経験、技術力を示し、最適なソリューションを提供することができる事業者を一定の基準で評価選定する『公募型プロポーザル』を実施する。

3. 業務の概要

(1) 業務名

マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事

(2) 業務場所

小値賀町 大島地区および納島地区

(3) 業務内容

別添『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 仕様書』による。

(4) 履行期間

契約日 から 令和7年2月28日 まで

4. 工事請負費の予算措置の状況

金額は税込額である。また提案にあたっての上限額であり、契約額ではないことに留意すること。

総額 71,000,000円

- ア 上記価格には、消費税を含む
- イ 上記価格には、運営、保守費を含まない。

5. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

- 6月21日(金) 実施要領等の公表(募集開始)
- 28日(金) 質問の受付期限(正午まで)
- 7月1日(月) 質問に対する回答
- 7月10日(水) 参加申込書等提出期限(午後5時までに直接持参、郵送またはメール)
- 7月12日(金) 参加資格審査、指名業者の決定、結果通知
- 17日(水) 提案書提出期限(郵送)
- 7月19日(金) 審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
- (予定) ※小値賀町にて実施
- 22日(月) 審査結果通知
- 7月下旬 契約締結

6. 公募条件、募集期間、応募方法

(1) 公募条件(参加資格条件)

提案者は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本工事の申請書等の提出期限から事業者決定の日までの間において、小値賀町長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかであるものでないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- エ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき電気通信事業を営む者として登録もしくは届出を行っていること。
- オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき電気通信工事業の一般建設業の許可を有していること。
- カ 令和6年4月1日現在において、インターネット接続サービスを提供していること。
- ク 過去2年間に、マイクロ無線による伝送路設備構築及びBWAによるインターネット接続サービスの実績を有していること。

(2) 共同提案

本提案への参加は、単独企業又は業務を共同連帯し受託するための共同提案も可とする。共同提案に参加する者(以下「共同提案者」という。)のすべてが、6(1)のアからオの条件を満たしていること。また、6(1)カからクの要件は、共同提案者のうち

いずれかが満たしていること。

(3) 募集期間

令和6年6月21日(金)～令和6年7月10日(水)

(4) 応募方法

ア 参加申込及び受付の方法

イの提出書類を持参又は簡易書留等配達した記録が確認できる方法、若しくはメールで提出すること。

イ 提出書類 各1部

- ・参加表明書(様式1)
 - ・会社概要書(様式2-1)
 - ・同種工事の実績(様式2-2)
 - ・業務実施体制調書(様式3-1)
 - ・配置予定者(管理責任・担当)調書(様式3-2)
※配置予定者全員分を提出のこと。
 - ・小値賀町暴力団排除条例に係る誓約書(様式4)
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の滞納が無いことの証明書(3か月以内に発行されたもの。複写可)
 - ・会社概要が分かるパンフレット等
 - ・供用開始後の運用経費に関する参考資料等
- ※(共同提案の場合)コンソーシアム協定書等

ウ 提出先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 企画係宛て

メールアドレス: kikaku@town.ojika.lg.jp

エ 募集についての質疑応答等

提出方法:電子メールにて件名を「マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事に関する質問(提出者名)」とし、質問書(様式5)を添付して、ウの提出先に記載のメールアドレス宛に送信し、電話にてその旨を連絡すること。

7. 提案書の作成等

(1) 提出書類

- 1 マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事にかかる提案書
- 2 整備事業費見積書（A4サイズ）
- 3 施設保守・サービス運營業務見積書（A4サイズ）
- 4 参考図面（A4またはA3サイズ）
 - a) 全体システム構成図
 - b) ネットワーク構成図
 - c) 宅内利用時の概要図
 - d) その他事業内容を説明するために必要と思われる図面（任意）
- 5 担当技術者の業務履歴や保有資格がわかる書類

(2) 様式及び部数

- | | |
|------------------|-----|
| 1 提案書かがみ（様式6） | 1部 |
| 2 提案書（様式任意） | 15部 |
| 3 見積書（様式7）及び積算内訳 | 1部 |
- ・見積書の金額は総額を記載する。
 - ・見積書は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載する。
 - ・見積書は様式7、積算内訳は任意とする。

(3) 提出方法

持参又は簡易書留等配達した記録が確認できる方法で、次の住所に提出すること。

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 企画係あて

(4) 提出期限

令和6年7月17日（水）とする。

(5) 提案についての質疑応答等

提出方法：電子メールにて件名を「マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事に関する質問（提出者名）」とし、質問書（様式5）を添付して、次のメールアドレス宛に送信し、電話にてその旨を連絡すること。

メールアドレス：kikaku@town.ojika.lg.jp

※質問及び回答は、公平性を保つため、参加者全員に送信する。（質問者は匿名）

8. 審査方法及び審査基準（審査員構成、審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等）

（1）審査員構成

小値賀町職員 10名（予定）

（2）審査項目

ア 別紙『マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事 プロポーザル審査会 審査員評価表』に基づき審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を受託候補者とする。

（各委員100点、合計1000点）

イ 最高得点の者が同点の場合は、見積金額が安価な者を施工事業者候補者とする。

ウ 審査の結果、受託候補者に次いで合計得点が高い1者を次点者とし、業務契約開始日前までに受託候補者が辞退した場合は、次点者を新たな施工事業者候補として契約手続きを行うものとする。

（3）審査スケジュール

『5. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順』のとおり

（4）審査結果の通知

審査結果は文書にて提出者全てに郵送し、町ホームページ等で公開する。なお、審査結果について、異議申立は認めない。

9. 提案書の公開又は非公開の別

提案書は非公開とする。

10. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込書等の作成及び本プロポーザルに係るすべての経費は、提出者の負担とする。

11. その他必要な事項

（1）別添仕様書に基づく業務を予定しているが、具体的な業務の実施にあたっては町と受注者との協議に基づいて実施するものとする。

（2）本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族、審査委員会及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は本プロポーザルには参加できない。

- (3) 本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、審査委員会委員、事務局及び関係職員に提出者がプロポーザルに関する接触を求めたときは失格とする（本実施要領に定める手続きは除く。）。
- (4) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合は失格となる。
 - ア 提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ 提出書類が、実施要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
 - ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
 - オ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。
 - カ 見積額が提案上限額を超えている場合。
 - キ その他実施要領等に違反すると認められた場合。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承認を得ること。
- (7) 提出書類は選定、公表等必要な範囲において複製することがあり、返却はしない。
- (8) 提出期限後の書類の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (9) 提出書類は、小値賀町情報公開条例に規定する開示請求の対象となる。

12. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町総務課 企画係

TEL (0959)-56-3111 Fax (0959)-56-4185